

平成31年第4回 湧別町農業員会総会議事録

| | | | |
|---------|--|----------------------|------------------------|
| 1. 会 期 | | 平成31年4月25日(木) | 13時30分 開会 14時10分 閉会 |
| 2. 場 所 | | 上湧別コミュニティセンター 2階大会議室 | |
| 3. 議 件 | | | |
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員の指名について | | |
| 日 程 第 2 | 会期の決定について | | |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告について | | |
| 日 程 第 4 | 議案第1号 現況証明願いについて | | |
| 日 程 第 5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について | | |
| 日 程 第 6 | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について | | |
| 日 程 第 7 | 議案第3号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について | | |
| 日 程 第 8 | 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|----------|
| 4. 委員の出席状況（出席委員） | | | |
| | 2 久保 直之 | 3 松田 和洋 | 4 姉崎 淳一 |
| 5 山崎 幸一 | 6 関口 哲治 | | 8 児嶋 和美 |
| 9 松橋 聡 | 10 藤井 浩行 | 11 山口 一行 | 12 中原 修 |
| 13 安藤 弘司 | | | 16 本間 保利 |
| 17 如澤 寿生 | 18 小崎 勝敏 | 19 栗田 淳 | 20 渡辺 健一 |
| 21 越智 淳一 | 22 鈴木 幹雄 | | |
| 25 吉村 智之 | | | |
| 5. 欠席委員 | | | |
| 1 佐藤 弘朗 | 7 友澤 勇司 | 14 秋葉 宏之 | |
| 15 松浦 敬貴 | 23 長屋 教幸 | 24 島田 宗央 | |
| 6. 事務局 | | | |
| 事務局長 | 池田 孔紀 | 主 幹 | 宮本 則幸 |
| 主 任 | 國分 昌宏 | | |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>定刻になりましたので、只今から平成31年第4回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、18番 小崎委員及び19番 栗田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | (異議なしとの声) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p> |
| 事務局 | <p>平成31年3月28日に開催されました平成31年第3回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>4月9日(火)、紋別市において、第97回オホーツク管内農業委員会連合会通常総会並びに平成31年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>4月16日(火)、湧別町農協芭露支所において、農地あっせん会議が開催され、これに越智委員、島田委員が出席しております。</p> <p>4月18日(木)、湧別町農協芭露支所において、農地あっせん会議が開催され、これに長屋委員、児嶋委員が出席しております。</p> <p>4月22日(月)、上湧別コミュニティーセンターにおきまして、平成31年度湧別町畜産クラスター協議会総会及び、平成31年度湧別町農業振興協議会総会並びに、平成31年度湧別町農業再生協議会総会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、平成31年第4回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において4件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに北兵村一区、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、北兵村一区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,402㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、小崎委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、錦町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は3,695㎡で、利用状況は原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は本間委員、鈴木委員、久保委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに南兵村一区、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、南兵村一区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は243㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は吉村委員、佐藤委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、富美●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は10,720㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は松田委員、関口委員、山口委員でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | これから議案第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。 |
| 姉崎委員 | 4 ページの●●●●さんの案件の場所は、昨年農地パトロールで現地確認した場所か。 |
| 事務局 | 昨年農地パトロールの場所の隣地で、北側の土地であります。 |
| 姉崎委員 | わかりました。 |
| 議 長 | ほかに質疑ございませんか。 |
| 委員一同 | (なしとの声) |
| 議 長 | 質疑なしと認めます。これから議案第 1 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしとの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。 |
| | 日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。 |
| 事務局 | 議案書 7 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。 |
| | 内容の説明をしますので、議案書 8 ページをご覧ください。申請者の譲渡人が福島、●●●●さん、譲受人が芭露、●●●●さんです。申請地の所在ですが、福島●●番地●外計 6 筆で合計面積は 8 1, 1 8 0 m ² です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大のためとなっており、権利の種類は所有権で、価格は 7, 3 0 0, 0 0 0 円となっております。 |
| | (別冊資料 5 ページにより位置説明) |
| | 以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | これから議案第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。 |
| 委員一同 | (なしとの声) |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議なしとの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書9ページをご覧ください。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第4条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものであります。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において3件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、申請者が開盛、●●●●さん。申請地の所在ですが、開盛●●番●外計4筆で合計面積は5,216㎡です。転用目的は、農業用施設建設のためであり、事業費は2,700千円で、転用理由は、牛舎増設に伴い経営規模拡大を図るもので別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、申請者が上芭露、●●●●さん。申請地の所在ですが、上芭露●●番●で面積は990㎡です。転用目的及び転用理由ともに農家住宅建設、事業費は42,120千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、申請者が上湧別屯田市街地、●●●●さん。申請地の所在ですが、富美●●番●で面積は1,789㎡です。転用目的及び転用理由ともに農家住宅建設、事業費は35,127千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料8ページにより位置説明)</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これから、議案第 3 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議なしとの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の 17 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものです。本総会において 6 件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 18 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番、利用権の設定をした者、中湧別南町、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は中湧別東町●●番●外計 3 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 28,630㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 29 年 3 月 30 日から平成 33 年 12 月 21 日までの 5 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成 31 年 4 月 1 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 9 ページにより位置説明)</p> <p>番号 2 番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計 5 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 22,500㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法</p> |

事務局

律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年3月31日から平成32年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年3月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は4,073㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年4月25日から平成32年11月30日までの4年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年3月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●の内外計7筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は23,719㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年3月31日から平成32年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年3月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計9筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は38,505㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年4月25日から平成32年11月30日までの3年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成31年3月18日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をした者、根室市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は43,000㎡、利用権設定等の種類は賃貸権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年4月24日から平成31年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>賃借人の都合により平成31年3月18日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(なしとの声)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議なしとの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の19ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が17件、賃借権が20件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、中湧別南町、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、北兵村一区、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、中湧別東町●●番●で面積は8,268㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年6月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,818,000円でございます。</p> |

事務局

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さん
で、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計2筆で合計面積は
28,412㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法
律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,
114,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さん
で、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は794㎡であ
り、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、
利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、14
2,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さん
で、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計12筆で合計面積
は186,684㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立す
る法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年9月30日となっており、土
地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、20,
187,000円でございます。

(別冊資料13・14・15ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さん
で、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は3,657㎡
であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買で
あり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、

事務局

土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、511,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして議案書の21ページをご覧ください。番号6番、所有権の移転をする者は、東、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計19筆で合計面積は95,923㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、15,347,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号7番、所有権の移転をする者は、東、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●外計2筆で合計面積は20,477㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,252,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号8番、所有権の移転をする者は、志憐子、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志憐子、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、志憐子●●番●外計16筆で合計面積は52,505㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,641,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして議案書の22ページをご覧ください。番号9番、所有権の移転をする者は、芭露、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。

事務局

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計8筆で合計面積は47,465㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,847,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号10番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計15筆で合計面積は95,895㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,398,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして議案書の23ページをご覧ください。番号11番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計23筆で合計面積は90,746㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,306,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号12番、所有権の移転をする者は、根室市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●で面積は46,600㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,

事務局

458,000円でございます。
(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号13番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●
●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●●さんでござ
います。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●●●番●●外計5筆で合計面
積は20,944㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立す
る法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,
082,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして番号14番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●
●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、計呂地、●●●●●●さんでござ
います。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●●●番●●外計3筆で合計面
積は67,615㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立す
る法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,
370,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして議案書の24ページをご覧ください。番号15番、所有権
の移転をする者は、計呂地、●●●●●●さんで、所有権の移転を受ける
者は、計呂地、●●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●●●番●●外計2筆で合計面
積は63,378㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立す
る法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価
の支払い時期につきましては、令和元年11月30日となっており、
土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,
131,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして番号16番、所有権の移転をする者は、芭露、●●●●●●
●●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、芭露、●●●●●●さんでござい
ます。

事務局

所有権移転に係る土地の所在は、芭露●●番●外計2筆で合計面積は31,653㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,615,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして番号17番、所有権の移転をする者は、芭露、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は22,578㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成31年4月25日で、対価の支払い時期につきましては、令和元年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、158,000円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

続きまして、議案書25ページをご覧ください。賃借権でございます。

番号1番、利用権の設定をする者は、網走市、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計8筆で合計面積は40,036㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和10年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は80,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、中湧別南町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村一区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、中湧別東町●●番●外計2筆で合計面積は20,362㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和10年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は142,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

事務局

番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計6筆で合計面積は31,479㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和11年4月24日までの10年間となっております、賃貸価格は220,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、計呂地、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計43筆で合計面積は286,915㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和11年4月24日までの10年間となっております、賃貸価格は860,000円でございます。

(別冊資料26・27・28ページにより位置説明)

続きまして議案書の26ページをご覧ください。番号5番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計10筆で合計面積は86,383㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は318,000円でございます。

(別冊資料29ページにより位置説明)

続きまして議案書の27ページをご覧ください。番号6番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計7筆で合計面積は40,990㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和11年4月24日までの10年間となっております、賃貸価格は163,000円でございます。

事務局

(別冊資料30ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計2筆で合計面積は558㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和11年4月24日までの10年間となっております、賃貸価格は1,000円でございます。

(別冊資料31ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、福島、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計8筆で合計面積は87,079㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は336,000円でございます。

(別冊資料32・33ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は、福島、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計11筆で合計面積は115,415㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は461,000円でございます。

(別冊資料32・33ページにより位置説明)

番号10番、利用権の設定をする者は、栄町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●の内面積は16,162.65㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は70,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

事務局

続きまして議案書の28ページをご覧ください。番号11番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計5筆で合計面積は27,724.55㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日まで5年間となっております、賃貸価格は142,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

番号12番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計4筆で合計面積は50,778㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は177,000円でございます。

(別冊資料36ページにより位置説明)

番号13番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計6筆で合計面積は78,645㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は340,000円でございます。

(別冊資料37ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は6,712㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は33,000円でございます。

(別冊資料37ページにより位置説明)

事務局

番号15番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●の内外計6筆で合計面積は20,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は80,000円でございます。

(別冊資料38ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計2筆で合計面積は37,768㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は188,000円でございます。

(別冊資料39ページにより位置説明)

番号17番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計8筆で合計面積は60,667㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は344,000円でございます。

(別冊資料40・41ページにより位置説明)

続きまして議案書の29ページをご覧ください。番号18番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計11筆で合計面積は104,393㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は360,000円でございます。

(別冊資料42ページにより位置説明)

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>番号19番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計5筆で合計面積は35,384㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は200,000円でございます。</p> <p>(別冊資料43ページにより位置説明)</p> <p>番号20番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計5筆で合計面積は21,891.48㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成31年4月25日から令和5年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は83,000円でございます。</p> <p>(別冊資料44ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから、議案第5号についての質疑を行います。</p> <p>先に●●ページ●●番と●●番、●●ページ●番についての質疑を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(なしとの声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●●番と●●番、●●ページ●番の採決を行います。</p> <p>おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>(異議なしとの声)</p> |

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって、本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に●●ページ●番についての質疑を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。</p> |
| 委員一同 | (なしとの声) |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | (異議なしとの声) |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。したがって、本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> |
| 議 長 | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p> |
| 委員一同 | (なしとの声) |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | (異議なしとの声) |

議 長

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

本総会に付された議案は、すべて終了しました。
これで平成31年第4回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員